

日本保健医療大学 インスティテューショナル・リサーチに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本保健医療大学（以下「本学」という。）におけるインスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で「IR」とは、本学における学修及び教育の成果に関する情報を調査し、客観的な状況を分析する機能をいう。

2 この規程で「IR業務」とは、本学に関する情報を総合的に収集及び分析し、本学が行う計画立案、ポリシー形成及び意思決定等を支援することという。

(担当部署)

第3条 前条第2項のIR業務は、学校法人共済学院事務局組織規程第5条に定める学長室が担う。

2 前項の学長室のほか、学長は必要に応じて、IR業務を担う者を本学教職員から選任することができる。

(IR業務で取扱う情報の範囲)

第4条 学長室がIR業務で取り扱う情報は、本学の諸活動により得られるもの（以下「IR情報」という。）とする。

(IR情報の収集)

第5条 学長室は、学長の指示に基づき、本学学則第5条に定める各組織の長（以下「部局長」という。）及び課長等にIR情報の提供を依頼することができる。

2 部局長及び課長等は、学長室の依頼に対し、情報の提供に関して協力するものとする。

(セキュリティ等)

第6条 IR情報として収集されたデータは、学長が特に必要と認めた場合を除き、IR業務以外の用に供してはならない。

2 収集したIR情報の管理及び活用に当たり、学長室及び第3条第2項に規定する教職員は、学校法人共済学院個人情報保護に関する規程その他の関連する規則等を遵守しなければならない。

(IR情報の活用)

第7条 学長室及び第3条第2項に規定する教職員は、収集した情報及び分析により得られた結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、本学が行う計画立案、ポリシーの形成及び意思決定等に、前項の報告を活用するものとする。

(情報の公表)

第8条 学長は、公表に適すると判断されるIR情報については、本学ウェブサイト等に掲載する。

2 前項の情報のうち、学内において活用すべきものであって、外部に公表することが適さないものについては、学内に限定して公表することができる。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学長室において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本学における IR の推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、管理運営委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和5年1月25日から施行する。